

【 処置 】

７０ ネブライザ又は超音波ネブライザ時の生理食塩液の算定について

《令和６年２月２９日》

○ 取扱い

J 114 ネブライザ又は J 115 超音波ネブライザ時の生理食塩液の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

ネブライザ又は超音波ネブライザは、霧状にした薬液を口や鼻から吸入・散布する治療法である。生理食塩液は、効能・効果及び用法・用量において、「注射用医薬品の希釈、溶解」や「含嗽・噴霧吸入剤として気管支粘膜の洗浄・喀痰排出促進」に用いるとされており、本処置における薬剤の希釈・溶解や喀痰排出促進を目的とした噴霧吸入剤として使用する。

このため、J 114 ネブライザ又は J 115 超音波ネブライザ時の生理食塩液の算定は、原則として認められると判断した。